



平成29年 7月14日

各 位

会 社 名 株式会社ドミー
代表者名 代表取締役社長 梶川勇次
(コード番号9924 名証第2部)
問合せ先 取締役総務部長 杉浦直也
TEL (0564) 25-1121

株式併合、単元株式数の変更、発行可能株式総数の変更、 定款の一部変更及び株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、平成29年7月14日開催の取締役会において、平成29年8月24日開催予定の第76回定時株主総会に株式併合、単元株式数の変更、発行可能株式総数の変更及び定款の一部変更に係る議案を付議すること、また、株主優待制度の変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の単元株式数を100株に統一することを目指しております。

当社は、単元株式数の統一が投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させることから、この趣旨を尊重し、当社普通株式の単元数を1,000株から100株に変更するとともに、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位（1単元株式数当たりの金額）の水準（5万円以上50万円未満）及び中長期的な株価の変動等も勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することで、当社株式に投資しやすい環境を整えることを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・比率 平成29年12月1日をもって、平成29年11月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。

③株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年5月31日現在）	13,774,249株
株式併合により減少する株式数	11,019,400株
株式併合後の発行済株式総数	2,754,849株

(注) 「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

④株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たりの純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動ありません。

(3) 株式併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、5株未満の株式をご所有の株主様49名（その所有株式数の合計は49株）が株主たる地位を失うこととなります。

なお、当社の単元未満株式を所有する株主様は、会社法192条第1項の定めにより、その単元未満株式を買い取ることを当社に請求することができます。また、当社は単元未満株式の買い増し制度は設けておりませんので、買取制度をご利用いただきますよう、お願い申し上げます。

平成29年5月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	1,084名（100.0%）	13,774,249株（100.0%）
5株未満	49名（4.5%）	49株（0.0%）
5株以上	1,035名（95.5%）	13,774,200株（99.9%）

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法235条の定めにより、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて配分いたします。

(5) 株式併合の条件

平成29年8月24日開催予定の第76回定時株主総会において、株式併合に関する議案並びに単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更等に係る、定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記「1.（1）株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成29年12月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更の条件

平成29年8月24日開催予定の第76回定時株主総会において、株式併合に関する議案並びに単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更等に係る、定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 発行可能株式総数の変更

(1) 発行可能株式総数の変更の理由

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、株式併合を行う場合、発行可能株式総数は効力発生日における発行済株式総数の4倍を超えてはならないこととなりました。そこで、この改正及び上記「1.（2）株式併合の内容」に記載した株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少を勘案し、発行可能株式総数を減少させるものであります。

(2) 発行可能株式総数の変更の内容

平成29年12月1日をもって、発行可能株式総数を41,000,000株から8,200,000株に変更いたします。

(3) 発行可能株式総数の変更の条件

平成29年8月24日開催予定の第76回定時株主総会において、株式併合に関する議案並びに単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更等に係る、定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条（単元株式数）を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年12月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 変更の内容

定款変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>41,000,000株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 (新設)	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,200,000株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 <u>附則</u> <u>第6条（発行可能株式総数）及び第8条（単元株式数）の変更は、平成29年12月1日をもって効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は、当該変更の効力発生日をもって削除するものとする。</u>

(3) 定款の一部変更の条件

平成29年8月24日開催予定の第76回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案及び本定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

5. 株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更の日程

(1) 取締役会決議日	平成29年7月14日
(2) 定時株主総会決議日	平成29年8月24日（予定）
(3) 株式併合の効力発生日	平成29年12月1日（予定）
(4) 単元株式数の変更の効力発生日	平成29年12月1日（予定）
(5) 発行可能株式総数の変更の効力発生日	平成29年12月1日（予定）

※上記のとおり、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日は、平成29年12月1日ですが、株式会社名古屋証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成29年11月28日となります。

6. 株主優待制度の変更について

株主優待制度は、現在1,000株以上を保有する株主様に対して実施しておりますが、単元株式数の変更後につきましては、200株以上の基準に変更いたします。

以 上

(添付資料)

【ご参考】株式併合及び単元株式数変更に関するQ&A

【ご参考】株式併合及び単元株式数変更に関するQ&A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか？

A 1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 2. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買単位となっている株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 3. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の単元株式数を100株に統一することを目指しております。

当社は、単元株式数の統一が投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させることから、この趣旨を尊重し、当社普通株式の単元数を1,000株から100株に変更するとともに、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位（1単元株式数当たりの金額）の水準（5万円以上50万円未満）及び中長期的な株価の変動等も勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することで、当社株式に投資しやすい環境を整えることを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施することといたしました。

なお、今回の当社のケースでは、投資単位が実質的に現行の2分の1に引き下げとなります。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか？

A 4. 株式併合後の株主様の所有株式数は、平成29年11月30日現在の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、後記のような取扱いになります。）となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数100株につき1個となります。具体的には、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生前後で、所有株式数及び議決権数は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式数
例①	1,000株	1個	200株	2個	なし
例②	758株	なし	151株	1個	0.6株
例③	1株	なし	0株	なし	0.2株

- ・例①に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例②の単元未満株式（効力発生後においては51株）につきましては、従前と同様に、ご希望により「単元未満株式の買取り」制度がご利用いただけます。
- ・例②・例③に発生する端数株式につきましては、会社法第235条に基づき全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払い代金（端数株式処分代金）は平成30年2月中旬頃にお送りすることを予定しております。
- ・例③の株主様は、株式併合により全ての所有株式が端数株式になり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか？

A 5. 今回の株式併合により、株主様の所有株式数は5分の1となりますが、株式併合前後での会社の資産や資本状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は5倍になります。
従って、株式市場の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって、株主様所有の当社株式の資産に影響が生じることはありません。
なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか？

A 6. 今回の株式併合により、株主様の所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効果発生後にあっては、株式併合の割合（5株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金会社の資産や資本状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は5倍になります。

Q 7. 株式併合により単元未満株式数が生じますが、併合後も買取りをしてもらえますか？

A 7. 株式併合後も、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引証券会社または後記の【お問い合わせ先】にお問い合わせください。

Q 8. 株主優待がもらえなくなることはありませんか？

A 8. 株式併合の実施により、これまでの株主優待制度の適用に影響が生じることがないように、併合実施後（平成29年12月1日以降）は、毎年11月末現在200株所有の株主様に対し、翌年2月に株主優待商品をお送りする予定です。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A 9. 次のとおり予定しております。
平成29年8月24日 第76回定時株主総会
平成29年11月27日 1,000株単位での最終売買日
平成29年11月28日 100株単位での売買開始日
平成29年12月1日 株式併合、単元株式数の変更、発行可能株式総数の変更の効力発生日

Q10. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか？

A10. 株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

【お問い合わせ先】

株式併合及び単元株式数の変更に関し、ご不明な点がございましたら、お取引証券会社または下記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081 東京都江東区東砂7丁目10番11号
電話番号 0120-232-711（通話料無料）
受付時間 午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）